

第1章 初動期の応急活動

本章においては、地震発生直後の初動期における震災による被害の拡大防止活動に重点を置き、活動組織設置計画からライフライン対策計画まで、各種計画について定める。

所 管	各対策部，関係機関
-----	-----------

第1節 応急活動体制計画

地震の発生に伴う震災が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確な災害予防又は災害応急対策の実施を図るため、発生震度及び震災の状況に応じた活動組織を設置する。

第1 地震・津波発生時の配備体制

1 配備基準

町は、町域で地震が観測され、又は福井県沿岸に津波警報等が発表されたとき、次の配備区分による動員配備体制をとる。

なお、各配備体制における職員の動員は、年度当初にあらかじめ各課で定めておく。

[配備基準等]

災害レベル	配備体制	配備基準	参集体制
レベル1	注意配備	・町域で震度3の地震を観測した場合	・防災安全課職員
レベル2	警戒配備	・町域で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合 ・福井県沿岸に津波注意報が発表された場合	・防災安全課全員 ・都市整備課及び農林水産課のあらかじめ指定された職員
レベル3	災害対策連絡室	・町域で震度5強の地震を観測した場合 ・福井県沿岸に津波警報が発表された場合 ・警戒配備以降に町長が体制を強化する必要があると認めた場合	・副町長 ・教育長 ・各理事等 ・各課(室)長 ・防災安全課全員 ・関係課のあらかじめ指定された職員 ※ ただし、地震の場合は全職員
レベル4	災害対策本部	・町域で震度6弱以上の地震を観測した場合 ・福井県沿岸に大津波警報が発表された場合 ・警戒配備又は災害対策連絡室の設置以降大きな被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・その他町長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	・全職員

2 震度の把握

震度は気象庁が発表する町の震度とし、町の震度が発表されない場合は、嶺北地方のいずれかの市町の震度とする。

なお、県内全ての市町の震度情報は、震度情報ネットワークによる震度把握も行い、動員配備や被害状況の推定等、迅速な初動体制の確立に反映させる。

第2 注意配備体制（災害レベル1）

1 配備及び解除基準

防災安全課長は次の基準に該当する状況が生じた場合、注意配備体制をとるものとし、その配備及び解除基準は次のとおりとする。

(1) 配備基準

町域で震度3を観測した場合（自動配備）

(2) 解除基準

- 災害の発生するおそれなくなった場合
- 警戒配備体制への移行が決定された場合
- 災害対策連絡室又は災害対策本部の設置が決定された場合

2 職員の指定

防災安全課長は、注意配備体制において対応する防災安全課員をあらかじめ指定する。

3 業務内容

参集した防災安全課員は、情報の収集連絡を行う。

第3 警戒配備体制（災害レベル2）

1 配備及び解除基準

防災安全課長は次の基準に該当する状況が生じた場合、警戒配備体制をとるものとし、その配備及び解除基準は次のとおりとする。

(1) 配備基準

- 町域で震度4又は震度5弱を観測した場合（自動配備）
- 福井県沿岸に津波注意報が発表された場合（自動配備）

(2) 解除基準

- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害の発生するおそれなくなった場合
- 災害対策連絡室又は災害対策本部の設置が決定された場合

2 職員の指定

防災安全課長は、総務理事及びその他災害に関係ある課の長と協議の上、防災安全課全員のほか、都市整備課及び農林水産課から、警戒配備体制において参集する所属職員をあらかじめ指定する。

3 業務内容

参集した職員は、被害情報、災害応急対策に関する情報等の収集連絡を行う。

第4 災害対策連絡室（災害レベル3）

1 設置及び廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策連絡室を設置又は廃止する。

(1) 設置基準

- 町域で震度5強を観測した場合（自動配備）
- 福井県沿岸に津波警報が発表された場合（自動配備）
- 警戒配備以降に町長が体制を強化する必要があると認めた場合

(2) 廃止基準

- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害の発生するおそれなくなった場合
- 災害対策本部の設置が決定された場合

2 設置場所

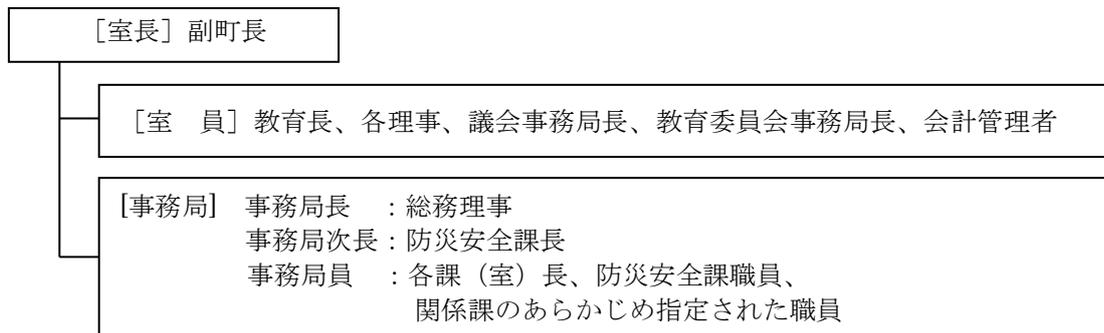
災害対策連絡室は、越前町役場内に設置する。

3 組織体制及び所掌事務

(1) 組織体制

災害対策連絡室の組織の概要は次に示すとおりである。

[災害対策連絡室の組織の概要]



① 災害対策連絡室長

災害対策連絡室の室長は、副町長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。

② 災害対策連絡室員

災害対策連絡室員は、教育長、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長及び会計管理者をもって充てる。

③ 事務局

災害対策連絡室に総務理事を長とする事務局を置き、各課(室)長、防災安全課職員及び関係課のあらかじめ指定された職員をもって構成する。なお、事務局次長には、防災安全課長をもって充てる。

(2) 所掌事務

災害対策連絡室の主な所掌事務は以下に示すとおりである。また、この計画に定めるもののほか、災害対策連絡室に関し必要な事項は、災害対策本部に準じるものとする。

- 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報の収集・分析に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 災害対策本部設置の検討に関すること。

4 職員の指定

総務理事、防災安全課長及びその他災害に関係ある課の長は、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定する。

5 災害対策連絡室会議

室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、室長、災害対策連絡室員及び事務局で構成する災害対策連絡室会議を招集する。

災害対策連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- 町の被害状況及び災害応急対策実施状況
- 関係課の災害応急対策等の実施に関する事項
- 関係課相互の調整に関する事項
- 関係機関との連携推進に関する事項
- 県及び関係機関に対する応援要請に関する事項
- その他情報の収集連絡等に関する事項

第5 災害対策本部（災害レベル4）

1 災害対策本部の設置及び廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置又は廃止する。

（1）設置基準

- 町域で震度6弱以上の地震を観測した場合（自動配備）
- 福井県沿岸に大津波警報（特別警報）が発表された場合（自動配備）
- 警戒配備又は災害対策連絡室の設置以降大きな被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- その他町長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合

（2）廃止基準

- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害が発生するおそれが解消した場合

2 設置場所及び標識の掲示

災害対策本部は、原則として越前町役場内に設置する。ただし、役場内に設置することが不可能な場合、宮崎、越前、織田の各コミュニティセンターの中から選定して設置する。また、本部を設置したときは、本部の標識を正面玄関に掲示する。

3 関係機関への通知

町は、災害対策本部を設置若しくは廃止した場合、直ちに県（危機管理課）及び関係機関にその旨の通知又は報告を行う。

4 組織体制及び事務分掌

（1）組織編成及び運営

災害対策本部の組織は、次に示すとおりである。

[越前町災害対策本部組織体制]

越前町災害対策本部会議	本部長	町長	総務対策部	総合対策班	防災安全課		
	副本部長 (報道主管者)	副町長		総務課			
	参与	教育長		DX推進室			
	本部員	鯖江・丹生消防本部消防長		監理課			
				総務理事	地域対策班 ※	宮崎住民サービス室	
				民生理事	越前住民サービス室		
				産業理事	織田住民サービス室		
				建設理事	企画広報班	財政課	
				議会事務局長	企画振興課		
				教育委員会事務局長	ふるさと納税室		
会計管理者	議会事務局						
事務局	本部付	越前消防団長 消防班 越前消防団	民生対策部	支援班	税務課		
					会計課		
	事務局	事務局長		総務理事	救助衛生班	子ども未来課	
		事務局次長		防災安全課長		住民環境課	
		事務局員		総合対策班による		障がい生活課	
		本部連絡員		各部長の指名する者		介護福祉課	
	現地災害対策本部 (必要に応じて設置)				産業対策部	産業対策班	健康保険課
							地域包括支援センター
					建設対策部	建設班	子育て世代包括支援センター
							織田病院
教育対策部	水道班	農林水産課					
		商工観光課					
教育対策部	教育班	都市整備課					
		定住促進課					
教育対策部	水道班	上下水道課					
		学校教育課					
教育対策部	教育班	国際交流室					
		生涯学習課					
教育対策部	教育班	スポーツ振興課					

※地域対策班は宮崎、越前、織田の各コミュニティセンターに置く。

- ① 本部長
災害対策本部の本部長は町長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 副本部長
災害対策本部副本部長は副町長をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ③ 参与
災害対策本部参与は教育長をもって充て、災害対策本部長並びに災害対策副本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ④ 本部員
災害対策本部員には、鯖江・丹生消防本部消防長、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長及び会計管理者をもって充てる。
- ⑤ 本部付
災害対策本部付には、越前消防団長をもって充てる。
- ⑥ 報道主管者
災害対策本部には、災害対策本部の広報を統括するため、報道主管者を置き、副本部長をもって充

てる。

⑦ 事務局

災害対策本部に、総務理事を長とする事務局を置き、総合対策班がその運営を担当する。また、事務局は、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動全般の調整、本部会議の運営等の庶務を行う。

なお、事務局次長には、防災安全課長をもって充てる。

⑧ 本部連絡員

災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、各部において本部連絡員を2名指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たる。

⑨ 各部・各班

災害対策本部に次の部を置き、部の長は次表に掲げる者をもって充てる。また、各部に「越前町災害対策本部組織体制」に掲げる班を設置する。

[災害対策本部設置時の各部の長]

災害対策本部設置時の部名	役職名
総務対策部	総務理事
民生対策部	民生理事
産業対策部	産業理事
建設対策部	建設理事
教育対策部	教育委員会事務局長

(2) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は次に示すとおりである。

[越前町災害本部 事務分掌]

越前町災害対策本部 事務分掌

[本部長] 町長
[副本部長] 副町長
[参 与] 教育長

[本部長] 鯖江・丹生消防組合消防本部消防長、
総務理事、民生理事、産業理事、建設理事、
議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者

[本部付] 越前消防団長

(※◎は、原則として課長の職にある者を班長とする。)

総合対策班	◎防災安全課 総務課 DX推進室 監理課	<ol style="list-style-type: none"> 1.災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2.本部事務局の運営及び本部会議の庶務に関すること。 3.職員の動員配備及び連絡調整に関すること。 4.気象予警報、地震情報等の収集・伝達に関すること。 5.防災行政無線等の通信設備の確保に関すること。 6.関係機関との連絡調整に関すること。 7.被害情報の総括並びに報告に関すること。 8.避難指示等の発令に関すること。 9.警戒区域の設定に関すること。 10.避難所の開設及び収容、閉鎖の決定に関すること。 11.国、県等への報告（要請）及び調整に関すること。 12.自衛隊その他の派遣要請及び受入れに関すること。 13.交通情報の収集及び道路交通規制に関すること。 14.緊急通行車両に関すること。 15.本部車両の確保、配車及び管理に関すること。 16.町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 17.災害救助法の適用に関すること。 18.水防資機材の調達、点検及び水防活動に関すること。 19.放射性物質による災害の連絡調整に関すること。 20.災害対策用物資の備蓄に関すること。
地域対策班	◎宮崎住民サービス室 ◎越前住民サービス室 ◎織田住民サービス室	<ol style="list-style-type: none"> 1.被害状況及び応急対策実施状況その他の情報収集に関すること。 2.応急物資の調達供給に関すること。 3.本部への報告及び連絡調整に関すること。 4.衣料品等生活必需品の調達供給に関すること。 5.要配慮者等の安全確保の連絡調整に関すること。 6.避難所の開設準備・開設及び運営の協力に関すること。 7.孤立集落の応急対策に関すること。 8.救援物資の受入れ及び輸送に関すること。
企画広報班	◎財政課 企画振興課 ふるさと納税室 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1.町民に対する広報に関すること。 2.報道機関との連絡調整に関すること。 3.災害記録及び災害広報資料の収集・整理並びに提供に関すること。 4.町議会議員との連絡調整に関すること。 5.調査団、視察団等の受入れに関すること。 6.国、県等に対する資料の取りまとめに関すること。 7.災害関係費の予算措置に関すること。

支援班	◎税務課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋及び設備等の被害調査に関する事。 2. 災害関係資金の支出及び審査に関する事。 3. 災害見舞金、弔慰金等の支給に関する事。 4. 義援金の受入れ及び配分に関する事。 5. 災害時の町税措置に関する事。 6. り災証明の発行に関する事。 7. 避難所の開設準備・開設、運営の協力に関する事。
救助衛生班	◎障がい生活課 住民環境課 子ども未来課 介護福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 要配慮者の対策に関する事。 3. 児童の避難及び安全確保に関する事。 4. 保育所閉鎖等の措置に関する事。 5. 行方不明者の捜索要請に関する事。 6. 死体の収容及び埋火葬に関する事。 7. 避難所の開設、閉鎖の協力に関する事。 8. 食料品の調達、輸送に関する事。 9. 生活必需品の調達、輸送に関する事。 10. 日本赤十字社・関係機関との連絡調整に関する事。 11. 生活必需品の配分に関する事。 12. ボランティアの受入れ及び活動支援に関する事。 13. り災台帳の作成に関する事。 14. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関する事。 15. 被害世帯に対する生活保護及び生活福祉資金の貸与に関する事。 16. 災害廃棄物の処理計画に関する事。 17. 動物（ペット）保護に関する事。
医療保健班	◎健康保険課 地域包括支援センター 子育て世代包括支援センター 織田病院	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 医療機関の被害調査及び応急対策に関する事。 3. 医療機関及び保健所との連絡調整に関する事。 4. 医療関係機関との相互応援要請、協力に関する事。 5. 医薬品等の調達、供給に関する事。 6. 救護班の編成、配置並びに連絡調整に関する事。 7. 救護所の設置、運営に関する事。 8. 感染症の予防その他防疫に関する事。 9. 防疫活動資機材の調達・指導に関する事。 10. 被災者の応急医療と巡回診療の実施に関する事。 11. 健康調査・相談に関する事。

産業対策班	◎農林水産課 商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光客及び帰宅困難者の避難、誘導に関する事。 2. 農地、農業用施設、治山及び林道の被害調査並びに応急対策に関する事。 3. 家畜、畜産施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4. 漁船、漁具の被害調査及び応急対策に関する事。 5. 漁港施設の被害調査及び応急対策に関する事。 6. 観光商工施設の被害調査及び応急対策に関する事。 7. 県及び関係機関との連絡調整に関する事。 8. 緊急物資輸送船舶の借上と応急輸送に関する事。 9. 海難活動の応急対策に関する事。 10. 油類、流木等流出に係る応急対策に関する事。 11. 被災農作物の応急技術対策に関する事。 12. 家畜の感染症予防及び防疫に関する事。 13. 家畜の飼料等調達供給に関する事。
建設班	◎都市整備課 定住促進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁等の公共土木施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 県及び関係機関との連絡調整に関する事。 3. 危険地区等における防災パトロール及び応急対策に関する事。 4. 土木建設関係車両及び土木建築資機材等の調達に関する事。 5. 公共土木施設の応急対策に係る人員の要請、受入れ及び配置に関する事。 6. 障害物の除去及びがれき処理に関する事。 7. 被災建築物の応急対策に関する事。 8. 応急危険度判定等の受入れ及び協力に関する事。 9. 応急仮設住宅の建設その他被災者の住宅対策に関する事。 10. 道路除雪対策に関する事。
水道班	◎上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 災害時における応急給水に関する事。 3. 水質の管理及び飲料水の確保に関する事。 4. し尿処理及び仮設トイレの設置に関する事。 5. 断水等の広報活動に関する事。 6. 応急給水・排水用資材及び人員の調達・確保に関する事。 7. 関係機関との連絡調整に関する事。
教育班	◎学校教育課 国際交流室 生涯学習課 スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 児童、生徒の避難、誘導及び安全確保に関する事。 3. 避難所の開設、管理、運営に関する事。 4. 食料の炊き出し及び配給に関する事。 5. 災害時の臨時休校、応急教育に関する事。 6. 災害時の学校給食並びに児童、生徒の健康管理に関する事。 7. 被災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関する事。 8. 文化財の被害調査及び応急保護、復旧対策に関する事。 9. 関係機関との連絡調整に関する事。
(消防班)	(越前消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難伝達・誘導に関する事。 2. 人命救助に関する事。 3. 行方不明者の捜索に関する事。 4. その他消防活動及び消防本部、各班との連絡調整に関する事。

5 職員の指定

災害対策本部を構成する全ての職員をもって災害応急対策に当たる。

6 本部会議

災害対策本部は、必要に応じ、本部長、副本部長、参与及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の重要かつ緊急な防災措置に関する協議・決定を行う。ただし、極めて緊急を要し、かつ本部会議を開催するいとまがないとき、本部長、副本部長、参与及び一部の本部員との協議をもってこれに代える。また、本部長は、防災措置に関する連携を図るため、必要と認める場合には、県及び関係機関に対して災害対策本部会議への出席を求める。

- 災害予防及び災害応急対策の基本方針に関すること。
- 職員の動員配備体制に関すること。
- 各班の調整事項の指示に関すること。
- 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 他市町への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。

7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の状況に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- 災害応急対策を局地的又は特定地域で重点的に行う必要がある場合
- その他、本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

- 当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合
- その他、本部長が廃止を決定した場合

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

(4) 組織

現地災害対策本部は、その活動内容に応じて必要な人員を確保し、弾力的に組織を構成する。

なお、現地災害対策本部長には、副本部長、参与、本部員及びその他の職員の中から1名を本部長が任命する。

(5) 所掌事務

所掌事務は本部長の指示によるが、概ね次の内容とする。

- 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- 区長等、当該地区の関係者との連絡調整に関すること。
- 避難所の開設及び連絡調整に関すること。
- 被害状況等の情報収集に関すること。
- 本計画に定める応急対策活動の実施に関すること。
- その他、現地対策本部の運営に関すること。

第6 動員配備体制

1 配備体制の決定

配備体制の決定は、上記第1に示す配備基準に基づき、震度等による自動配備を行うほか、町長の指示により総務理事が決定する。

2 権限委譲

町長が不在又は職務の遂行が困難な場合、副町長、教育長の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

3 伝達方法

(1) 勤務時間中における伝達

電話及び口頭をもって伝達するものとし、庁内放送によりこれを徹底する。

(2) 勤務時間外又は休日等における伝達

あらかじめ定めた緊急連絡網により伝達する。

4 伝達事項

配備の伝達時には、次の事項を伝達する。

- 配備体制
- 参集時間及び参集場所（本部設置場所等）
- 装備等
- その他必要と認める事項

5 配備の伝達及び参集

(1) 注意配備

① 勤務時間中における伝達

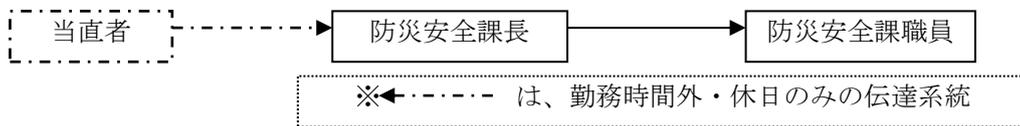
防災安全課長は、参集すべき防災安全課員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

ア 地震の発生又は気象庁が発表する地震情報等を覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。

イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、参集すべき防災安全課員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

伝達を受けた防災安全課員は、防災安全課に参集する。

(2) 警戒配備

① 勤務時間中における伝達

ア 防災安全課長は、都市整備課長、農林水産課長及び防災安全課職員に伝達するとともに、総務理事を通じ町長、副町長及び教育長に報告する。

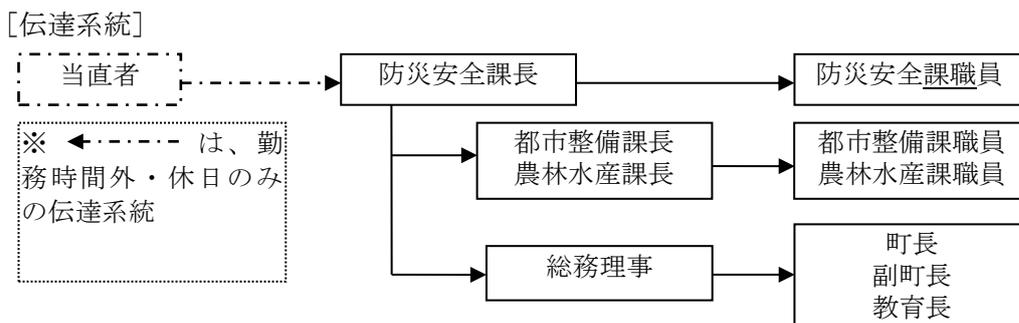
イ 都市整備課長及び農林水産課長は、参集すべき所属職員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

ア 地震の発生又は気象庁が発表する地震情報等を覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。

イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、都市整備課長、農林水産課長及び防災安全課職員に伝達するとともに、総務理事を通じ町長、副町長及び教育長に報告する。

ウ 都市整備課長及び農林水産課長は、参集すべき所属職員に伝達する。



③ 参集場所

伝達を受けた防災安全課員並びに都市整備課及び農林水産課の職員は、防災安全課に参集する。

(3) 災害対策連絡室

① 勤務時間中における伝達

ア 町域で震度5強を観測した場合又は福井県沿岸に津波警報が発表された場合

- a 防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長に災害対策連絡室を設置したことを報告する。また、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者及び防災安全課職員に伝達する。
- b 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- c あらかじめ定められた防災安全課員は、庁内放送により職員に伝達する。
- d 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

イ 警戒配備以降に体制が強化された場合

- a 総務理事は、町長が災害対策連絡室を設置することを決定したときは、副町長、教育長及び防災安全課長に伝達する。
- b 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者及び防災安全課職員に伝達する。
- c 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- d 防災安全課員は、庁内放送により職員に伝達する。
- e 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

ア 町域で震度5強を観測した場合又は福井県沿岸に津波警報が発表された場合

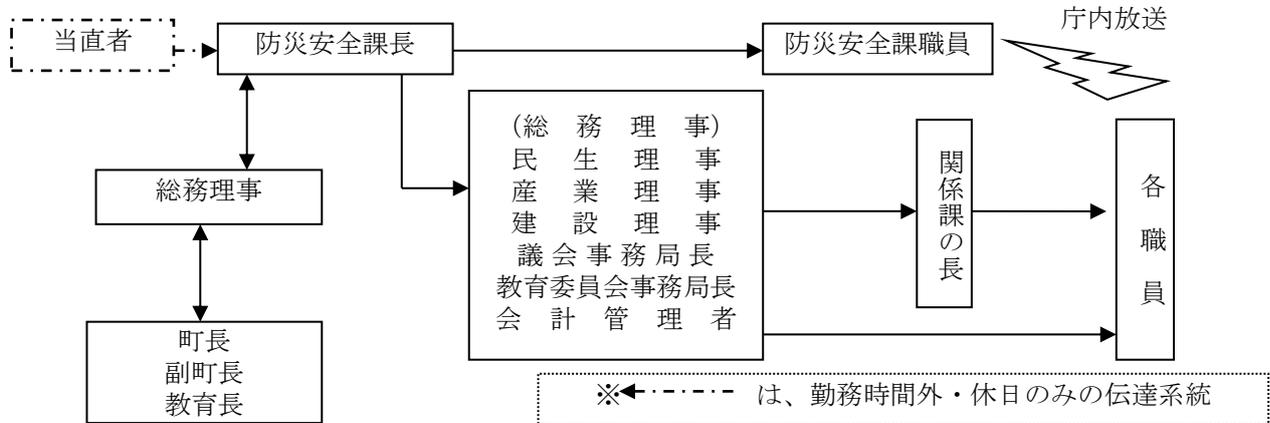
- a 地震の発生又は気象庁が発表する地震情報等を覚知した当直者は、電話等により直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。
- b 防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長に災害対策連絡室を設置したことを報告する。
- c 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者及び防災安全課職員に伝達する。
- d 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- e 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

イ 警戒配備以降に体制が強化された場合

- a 総務理事は、町長が災害対策連絡室を設置することを決定したときは、副町長、教育長及び防災安全課長に伝達する。
- b 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者及び防災安全課職員に伝達する。

- c 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- d 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

[伝達系統]



- ③ 参集場所
災害対策連絡室設置の伝達を受けた職員は、直ちに災害対策連絡室の設置場所に参集する。

(4) 災害対策本部

① 勤務時間中における伝達

- ア 町域で震度6弱以上を観測した場合又は福井県沿岸に大津波警報が発表された場合
 - a 防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長に災害対策本部体制をとったことを報告する。また、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
 - b 各理事等は、関係課の長に伝達する。
 - c あらかじめ定められた防災安全課職員は、庁内放送により職員に伝達する。
 - d 各課長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。

イ 警戒配備以降に体制が強化された場合

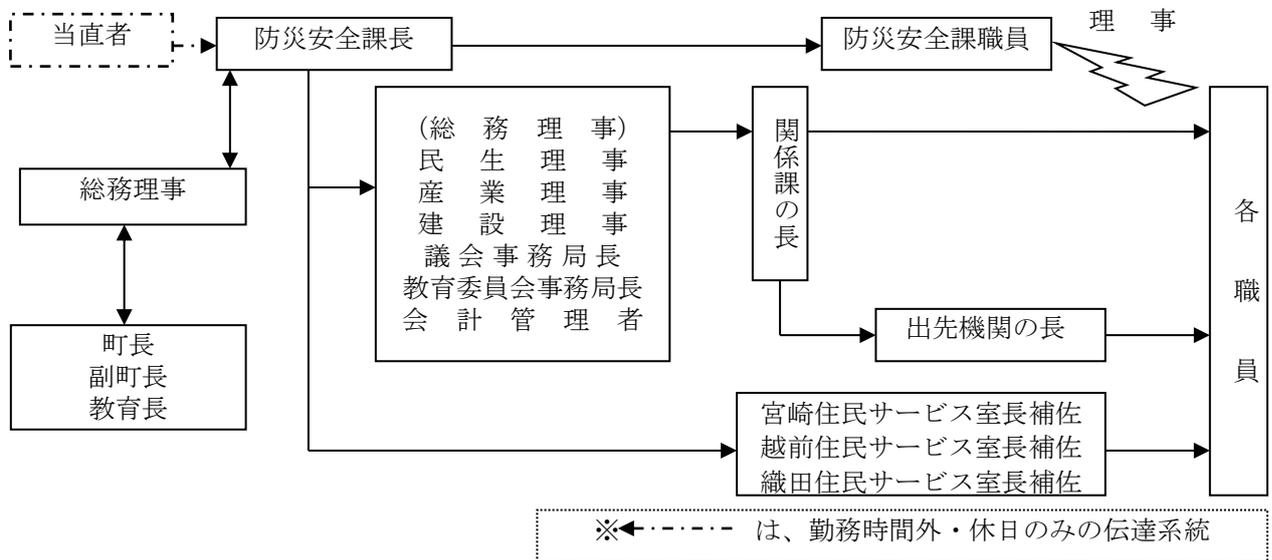
- a 総務理事は、町長が災害対策本部の設置を決定したときは、副町長、教育長及び防災安全課長に伝達する。
- b 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
- c 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- d あらかじめ定められた防災安全課職員は、庁内放送により職員に伝達する。
- e 各課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

- ア 町域で震度6弱以上を観測した場合又は福井県沿岸に大津波警報が発表された場合
 - a 地震の発生又は気象庁が発表する地震情報を覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。
 - b 防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長に災害対策本部体制をとったことを報告するとともに、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。

- c 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- d 関係課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。
- イ 災害対策連絡室の設置以降に体制が強化された場合
 - a 総務理事は、町長が災害対策本部の設置を決定したときは、副町長、教育長及び防災安全課長に伝達する。
 - b 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
 - c 各理事等は、関係課の長に伝達する。
 - d 各課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

災害対策本部設置の伝達を受けた本部員及び事務局員は、直ちに災害対策本部に参集し、その他の職員については、各所属に参集する。

(5) 自主参集

各職員は、気象庁がテレビ・ラジオ等で発表する地震情報や震度4以上の地震を覚知したとき、福井県沿岸に大津波警報が発表されたとき、原則として動員命令を待たずに最寄りの所属課(室)に自主参集し、事務分掌に基づく配備につく。

(6) 参集状況等の報告

災害対策本部の各部長は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、事務局へ報告する。

各職員は、参集途中で周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。また、参集途中重大な被害が生じているのを認めるときは、各自の判断で町民の救出を優先し、救出の状況等について各所属や参集場所に連絡するよう努める。

(7) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、災害発生直後の動員対象から除外する。ただし、該当する職員は可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。また、参集を妨げる事態が収束できた場合、直ちに参集する。

- 公務のため管外出張中の場合
- 職員自身が災害発生時に療養中、又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼等の場合
- その他の事情により、特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

6 職員の活動環境及び福利厚生

大規模な災害時においては、状況に応じて24時間体制による災害応急活動を展開する場合も生じるため、交代制の実施や健康管理等、職員の活動環境及び福利厚生の充実に努める。

7 複合災害発生時の調整

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

所 管	総務対策部, 関係機関
-----	-------------

第2節 通信計画

町及び関係機関の通信について、その方法及び系統等を明らかにし、災害に関する通信連絡を迅速・的確に実施する。

第1 通信手段の確保

1 通信手段

災害時における通信連絡は、概ね次に掲げる方法により、単独又はこれらを組み合わせて弾力的な運用を図る。

[通信手段]

無線通信	① 県防災行政無線 ② 町防災行政無線（同報系） ③ 携帯電話・衛星携帯電話 ④ 緊急警報放送受信機 ⑤ 関係機関の無線設備 ⑥ アマチュア無線
有線通信	① 有線電話（災害時優先電話、非常・緊急扱い電報を含む。） ② C A T V ③ インターネット（県の災害情報インターネットシステムを含む。）
その他	① 放送局への要請 ② 連絡員（伝令）

2 災害発生後の機能確認と応急復旧

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧に当たるとともに、携帯電話や衛星携帯電話等の代替通信手段を確保する。

第2 災害時の通信連絡

町、県及び関係機関が行う災害に関する予報・警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線電話（加入電話）、無線通信又は衛星携帯電話により速やかに行う。

1 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

2 町防災行政無線の運用

(1) 町民への広報及び伝達

災害発生後の災害情報及び生活支援情報等は、原則として町防災行政無線同報系によって行う。

(2) 災害情報の収集連絡等

各班による災害情報の収集・伝達、応急対策等に関する連絡等は、原則として町防災行政無線移動系によって行う。

3 C A T Vの活用

町民への広報等には、停電、ケーブルの切断等が生じていない限り、C A T Vの活用を検討する。

4 県防災行政無線の活用

県及び関係機関との連絡等は、県防災行政無線を活用する。

5 衛星携帯電話

既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線が被災した場合、衛星携帯電話を使用し、県及び関係機関との連絡を行う。

6 電気通信設備の優先利用

(1) 災害時優先電話の利用

町は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話(株)の承諾を受けて災害時優先電話として利用する。この災害時優先電話を使用しての通話は、発信に限り、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

(2) 電報の優先利用

町は、緊急の度合いに応じ、非常扱い電報及び緊急扱い電報を利用する。これらの電報は、115番通話により行い、非常扱い電報又は緊急扱い電報である旨を申し出る。

① 非常扱いの電報

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
イ 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
ウ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
エ 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
オ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
カ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
キ 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。）相互間 防衛機関相互間、警察機関と防衛機関相互間
ク 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの電報

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
イ 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(ア) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（上記①の表中ク欄に掲げるものを除く。） (イ) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(ア)の機関との間
ウ 治安の維持のため緊急を要する事項	(ア) 警察機関相互間 (イ) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
エ 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
オ 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

<p>カ 船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項</p>	<p>船舶と別に定める病院相互間</p>
<p>キ 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</p>	<p>(ア) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (イ) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (ウ) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (エ) 国又は地方公共団体の機関（上記①の表及びこの表のア欄からこの欄の(ウ)までに掲げるものを除く。）相互間</p>

7 非常無線通信の利用

町は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条及び第74条並びに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信連絡手段の確保を図る。この場合において、無線局及びその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期す。

(1) 非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準じるものとする。

- 人命の救助に関するもの
- 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 遭難者救護に関するもの
- 非常事態発生の場合における列車運転及び鉄道輸送に関するもの
- 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質、の放出その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの

(2) 非常通報の発信

非常通報は、法令上許される範囲内において、防災関係機関が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受する。

(3) 非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用紙（別紙様式）に電報形式（カタカナ）又は文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼する。

8 通信施設所有者等の相互協力

町は、加入電話、防災行政無線等が使用不能になったとき、有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に基づき、次に掲げる者が設置する有線電気通信設備を使用し、通信連絡手段を確保する。ただし、災害対策基本法第57条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行う。

① 警察事務を行う者	⑤ 海上保安事務を行う者	⑨ 電気業務を行う者
② 消防事務を行う者	⑥ 気象業務を行う者	⑩ 自衛隊
③ 水防事務を行う者	⑦ 鉄道業務を行う者	
④ 航空保安事務を行う者	⑧ 軌道業務を行う者	

9 アマチュア無線の利用

町は、加入電話、防災行政無線等が使用不能になった場合、アマチュア無線開設者に対し、その利用を要請する。

10 放送の要請

町長は、災害に関する伝達、通知又は警告について、放送法（平成 25 年法律第 132 号）第 2 条第 20 号に規定する放送局に対して放送の要請を行うときは、原則として県を通して行う。

なお、災害対策基本法第 57 条による放送の要請を行う場合は、あらかじめ定めた手続きにより行うが、この場合、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用することができる。

第3 その他の通信連絡手段

- 1 県、市町は通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。
- 2 町は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請するものとする。
- 3 あらゆる手段を講じても通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。
- 4 災害時伝言ダイヤル（171番）の活用

災害時伝言ダイヤルは、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況（輻輳）になった場合に提供が開始される。このとき、提供条件等は西日本電信電話(株)が決定し、内容はテレビ・ラジオ及びインターネット等で広報され、次の状況にある場合の利用に適する。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 避難等により電話に応答できない人への連絡
<input type="checkbox"/> 停電、被災により自宅の電話が使えない場合の連絡
<input type="checkbox"/> 呼出しても応答のない電話の場合 |
|---|

なお、災害時伝言ダイヤルの伝言録音時間は1伝言当たり 30 秒以内、伝言保存期間は提供終了までとなっており、災害の状況により異なる。また、録音された伝言は被災地の電話番号を知っている全ての人聞くことができるため、聞かれないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておくものとなっている。

所 管	各対策部，鯖江・丹生消防組合，関係機関
-----	---------------------

第3節 地震・津波情報等の伝達計画

地震・津波情報及び津波警報等を各機関の緊密な連携の下に、関係機関及び町民に迅速かつ的確に伝達し、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。

第1 津波警報等及び地震・津波情報の伝達

1 福井地方気象台が発表する津波警報等

(1) 津波予報区

日本の沿岸は 66 の予報区（原則として都府県程度に区分）に分けられ、福井県は全域が1つの予報区となるため、越前町の予報区名は「福井県」となる。

○ 津波予報区	: 福井県
○ 区 域	: 福井県
○ 発表官署	: 気象庁本庁

(2) 津波警報等の種類と内容

気象業務法に基づき、気象庁は予想される津波の規模、範囲について津波警報等を発表する。発表する警報等の種類及び内容は次のとおりである。

[津波警報等の種類と内容]

種 類	内 容
大津波警報 津波警報 津波注意報	地震が発生した場合、地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表。
津波予報	地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表。
津波情報	津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表

※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度のよい震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

① 大津波警報・津波警報・津波注意報

地震発生後、津波による被害が発生するおそれがある場合に、津波の高さを通常は5段階の数値で津波警報又は津波注意報として発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

[津波警報体系]

警報・注意報の分類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値表現	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれることがあるため、直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれることがあるため、直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆するため、直ちに海から上がって、海岸から離れる。

- (注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に間に合わない場合がある。
- 4 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 5 特別警報は、気象庁が平成25年8月30日から運用を開始しており、警報の発表基準をはるかに超える場合に発表される。内陸まで影響が及ぶ大津波や大規模な地震(地震動)が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される大津波警報を特別警報と位置づけ、最大限の警戒を呼びかける。特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波等が該当する。

② 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

[津波情報]

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(※1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※2)や予想される津波の高さ(発表される津波の高さの値は、表<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>参照)
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※4)

(※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各予報区で最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波は繰り返し襲い、後から来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

[沿岸で観測された津波の最大波の発表内容]

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

[沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容]

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉を発表して、津波が到達中であることを伝える。

③ 津波予報

津波予報は地震発生後、津波による災害のおそれがない場合に、次の内容で津波予報を発表する。

[津波予報]

予報の種類	実施基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

2 福井地方気象台が発表する地震に関する情報の種類と内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表する。

[地震情報]

情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報(警報)を発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測したの地域名と市町毎の観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町名・地点を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記

	能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」および「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

3 緊急地震速報の実施基準等

(1) 緊急地震速報の内容・発表条件

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

[緊急地震速報で続報を発表する場合]

- 緊急地震速報を発表した後の解析により、震度3以下と予測されていた地域が震度5弱以上と予測された場合に、続報を発表する。
- 続報では、新たに震度5弱以上が予測された地域及び新たに震度4が予測された地域を発表する。
- 落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信された緊急地震速報（誤報）のみ取り消すこととし、例えば震度5弱と予測していた地域が震度3以下との予測となった場合などは取り消さない。

(2) 緊急地震速報と地震動の警報及び予報との関係

緊急地震速報は、気象業務法により地震動に関する警報及び予報に位置づけられており、この地震動に関する警報及び予報については、「緊急地震速報」の名称を用いて発表する。

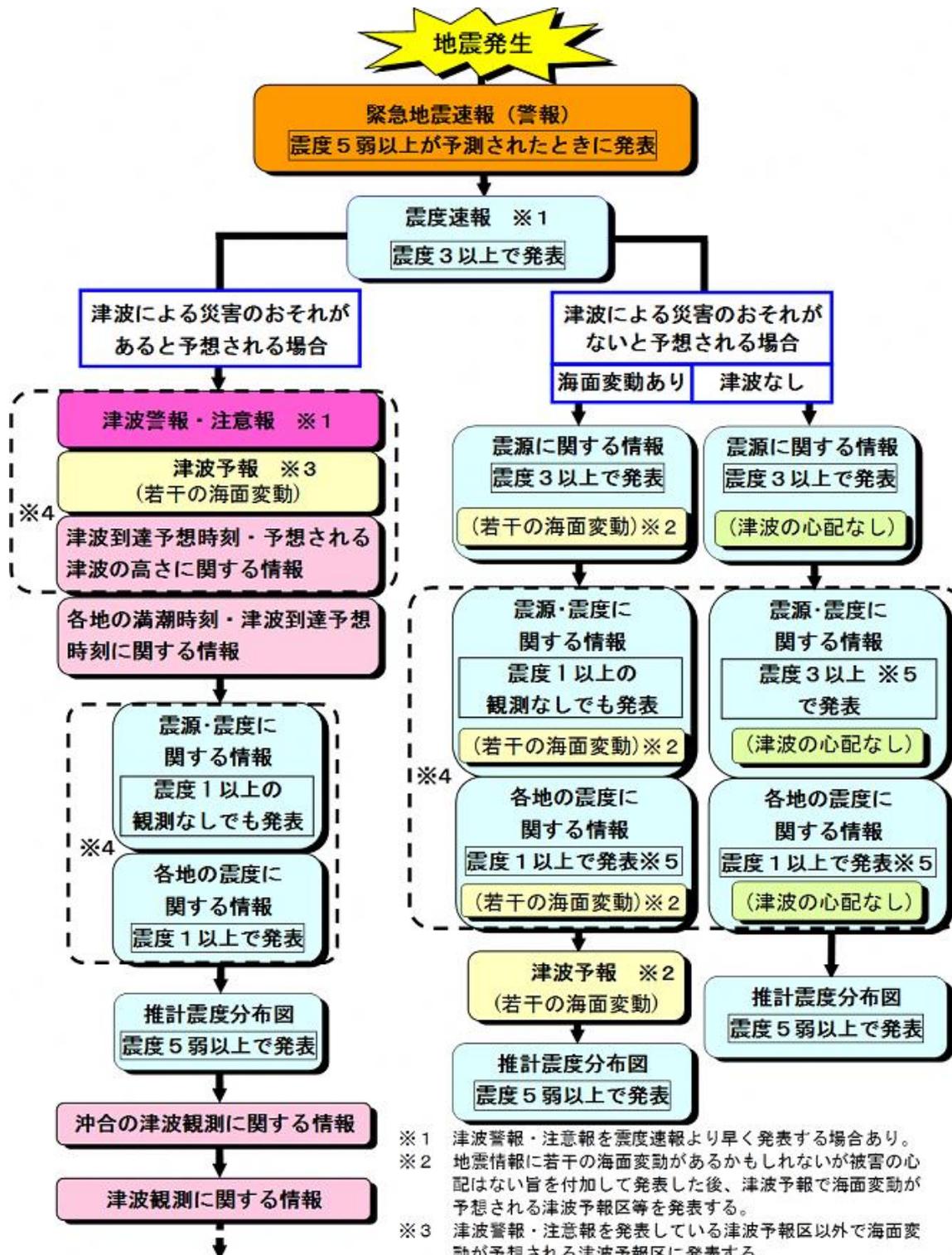
なお、警報と予報の区別については次のとおりである。

[緊急地震速報と地震動の特別警報、警報及び予報との関係]

区分	震度等	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	震度6弱以上	緊急地震速報（警報）、又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。
地震動警報	震度5弱以上		
地震動予報	震度3以上、又はマグニチュード3.5以上	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表する。

※ 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

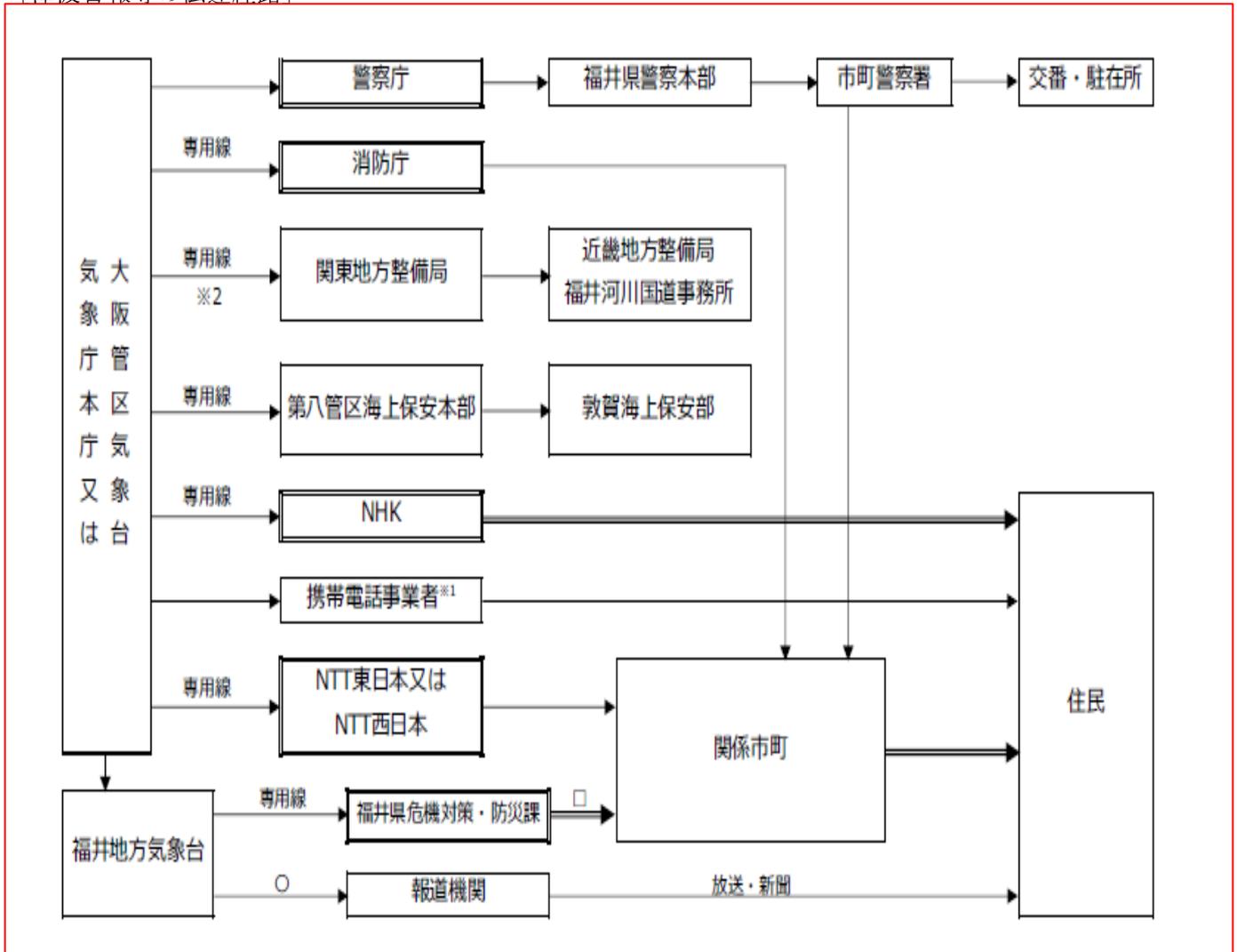
- 4 地震及び津波に関する情報の流れ
津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の一連の流れは次に示すとおりである。
[津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の一連の流れ]



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

- 5 津波警報等の関係機関への伝達経路
気象庁から発表される津波警報等の伝達経路は、次のとおりである。

〔津波警報等の伝達経路〕



- ※1 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- ※2 関東地方整備局に通知することができない場合は、福井地方気象台から可能な手段を用いて福井河川国道事務所に通知する。
- ・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 - ・二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
 - ・津波注意報の通報先は、津波警報の通知先と基本的内同じであるが、法定伝達に当たらない。また、NTTは津波注意報の通知は行わない。
 - ・□の経路は、県防災行政無線。
 - ・○の経路は、防災情報提供システム（インターネット）または気象庁HP

第2 町民等の避難及び避難誘導體制

町は、地震・津波による被害が発生するおそれがあるとき、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講じる。

1 町民等への避難指示等

(1) 地震・津波に係る警報等が発表されたとき

津波に関する警報等が発表され、県等からその伝達を受けた場合、直ちに沿岸の町民等に対し、町防災行政無線、CATV、広報車等の活用、あるいは自主防災組織との連携等、あらゆる手段を使って津波警報の内容、避難指示等についての広報を実施する。

また、地震・津波の特別警報に区分される警報等が発表されたとき、その旨について広報を実施する。

(2) その他

町域で震度4以上の地震が観測された場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報等の発表の有無にかかわらず、町長自らの判断で沿岸にいる者に対し、直ちに安全な場所へ避難するよう指示する。

なお、津波による浸水被害が発生すると判断した場合、直ちに沿岸の町民等に対し避難するよう指示する。

2 避難誘導體制

沿岸にいる者及び付近の町民に対して避難するよう指示した場合、状況に応じた指定緊急避難場所及び避難路を指示するとともに、消防団、自主防災組織等の協力を得て、速やかに避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、町民等と相互に連携の上、避難行動要支援者の避難支援等に十分配慮する。

なお、津波の襲来が予想され、又は襲来した場合、町は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖等の緊急対策を行う。

3 自主避難

沿岸付近の町民は、津波警報等の発表あるいは震度4以上の強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、速やかに高台へ避難する。その際、避難行動要支援者の避難支援等を互いに協力して行う。

第3 水防活動

津波の来襲が予想される場合には、防潮扉等の管理者並びに操作担当者は、迅速に次の水防活動を実施する。

(1) ラジオ、テレビ等により津波予報等を覚知したとき、操作担当者等は的確に防潮扉等を閉じる。

(2) 海面の水位変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

(3) 海面監視に当たっては、自己の安全に留意しながら行う。

第4 上下水道施設

町は、津波の来襲により、所管する上水道及び下水道施設の破損が予想される場合は、二次災害を軽減するための措置を行う。

第5 交通対策

1 道路

町は、鯖江警察署等と連携し、津波の来襲による危険度が高いと予想される道路の路線区間について、必要に応じて交通規制を行う。

2 海上

町、県及び敦賀海上保安部は、津波による危険が予想されるとき、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講じるものとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。

3 旅客事業者

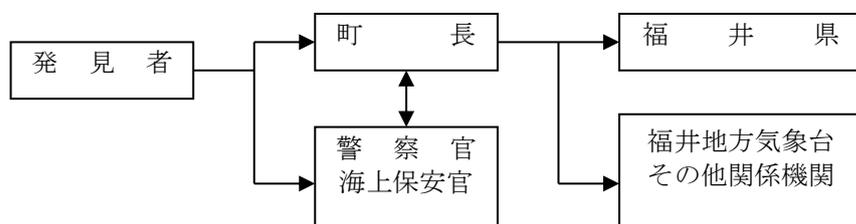
旅客事業者は、走行路線に津波の来襲による危険度が高いと予想される区間がある場合、乗客等の安全を確保するため、運行停止等の措置を講じる。また、運行中の場合は、安全に乗客を誘導して避難させる。

第6 異常現象発見者の通報義務

1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長又は警察官等に通報し、町長は速やかに県及び福井地方気象台、その他関係機関に通報する。

[異常現象発見者の通報経路]



2 町長が福井地方気象台等に通報すべき事項

- (1) 異常な高波・うねり・潮位・河川水位等があったとき。
- (2) 震度4以上の地震があったとき。
- (3) 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

所 管	各対策部，鯖江・丹生消防組合，関係機関
-----	---------------------

第4節 災害情報の収集伝達計画

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、町は、所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

第1 災害情報等の収集伝達

1 災害情報の収集

各対策班は、災害発生後直ちに所管施設等の被害調査や関係機関の情報収集を行い、結果を企画広報班に報告する。また、被害の主な調査項目は次のとおりとする。

なお、夜間・休日等の勤務時間外は、防災安全課が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報収集と伝達を行う。

[災害情報等の収集項目]

項 目	情 報 収 集 内 容
1 人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・死者、行方不明者の状況 ・負傷者の状況 ・救助救援活動の状況
2 建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の倒壊等被害状況 ・火災発生状況 ・浸水被害状況
3 公共施設等被害	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁の被害状況 ・土砂災害関連（崖崩れ・土石流等の状況） ・交通関連（公共交通機関の被災状況、運行状況） ・ライフライン施設の被災状況（上下水道、電気、電話） ・公共建築物の倒壊、火災等被災状況（避難所、その他公共建築物） ・農地、農業施設等被災状況 ・林業施設等被災状況 ・漁港施設等被災状況
4 救助活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救助活動の状況 ・出火及び消火活動の状況
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、特記すべき事項

2 被害状況の集約及び伝達

(1) 被害状況の集約

企画広報班は、町民及び各対策班から寄せられる情報を集約するとともに、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合、関係機関等からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

(2) 情報の伝達

集約された情報は直ちに総合対策班に伝達し、総合対策班は各対策班、県及び関係機関に報告・伝達する。

なお、被害状況の報告は、県（危機対策・防災課）に報告することを原則とするが、県に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に報告を行い、県との連絡がとれるようになった場合は、県に対して報告する。

① 通常時における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁応急対策室）

	電話番号	F A X 番号
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7537
消防防災無線	90-49013	90-49033
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49013	発信特番-048-500-90-49033

② 夜間・休日等における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁宿直室）

	電話番号	F A X 番号
N T T 回線	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線	90-49102	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49102	発信特番-048-500-90-49036

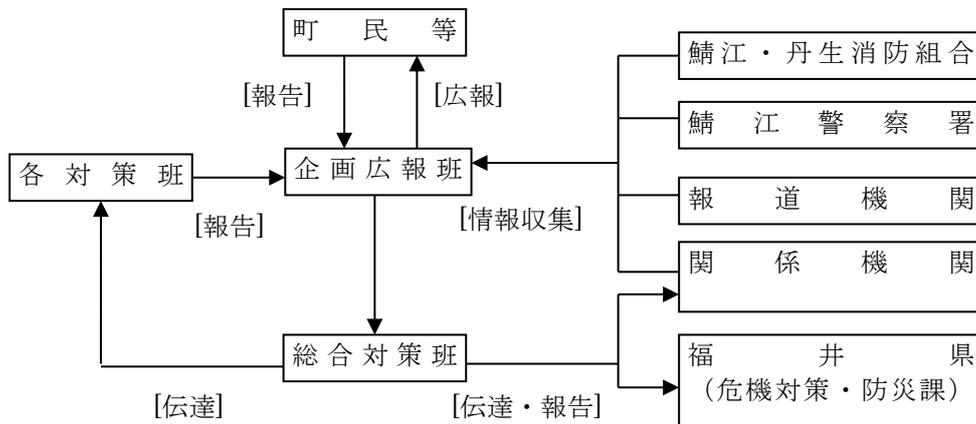
(3) 119番通報の状況報告

災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、町は、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

(4) 情報の優先順位

情報収集・通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

[情報収集伝達の概要]



3 被害調査及び情報管理の分担

被害調査は、各対策班により災害発生後迅速に行うが、災害応急対策及び復興を進めるためには、各対策班が被害情報を正確に把握する必要があり、被害調査及び被害情報の管理を次の各班で行う。

[被害調査項目及び担当班]

被害調査項目	担当班
被害集計及び広報	企画広報班
人的被害・医療関係機関被害	救助衛生班・医療保健班
一般建物被害	支援班
公共施設被害	各班(所管施設)
農林漁業施設・商工被害	産業対策班
土木施設被害	建設班
上・下水道施設被害	水道班
教育関係施設被害	教育班

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

市町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第2 県への報告

総合対策班は、県（危機管理課）に対して災害発生直後の災害即報から、災害確定報告に至るまで、必要に応じて随時報告を行う。

1 報告すべき災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害。

2 報告の基準

総合対策班は、概ね次に掲げる事項に該当する場合、速やかに被害状況を報告する。

- 災害救助法の適用基準に合致すると判断される場合
- 町又は県が災害対策本部を設置した場合
- 災害が2市町以上にまたがり、1つの市町の被害が軽微であっても、全県的には同一の災害で、大きな被害が生じている場合
- 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要する場合
- 災害による初期の被害が軽微であっても、上記基準に該当する災害規模に拡大するおそれがある場合
- 地震が発生し、県内の区域内で震度4以上を記録した場合
- その他、災害の状況及び災害の及ぼす社会的状況等からみて、報告する必要があると判断される場合
- 注意報・警報が発表された場合において、災害が発生し、上記基準に該当しない場合
- その他特に報告の指示があった場合

3 報告事項

- 被害発生情報（日時・場所・原因）
- 被害概況（後述の報告の種類と方法に準じる。）
- 町の応急対策の概況（後述の報告の種類と方法に準じる。）
- 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）
- その他応急対策の実施に際しての必要事項

4 被害程度の認定基準

町が被害程度の認定を行う場合は、「資料編 被害程度の認定基準」により行う。

5 報告責任者

被害状況報告責任者は、総務対策部長をもって充てる。

6 報告の種類と方法

(1) 災害即報

- 災害を覚知したとき、第一報は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。
- 報告様式は、「資料編 県様式1」又は「資料編 県様式2」による。
- 災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用基準に達する見込みがある場合、災害即報と併せて、「資料編 県様式3」により報告する。
- 報告の方法は、県防災行政無線ないし一般加入電話による。また、やむを得ない場合は、衛星携帯電話等を用いて報告する。

(2) 確定報告

- 応急対策終了後10日以内に行う。
- 報告様式は「資料編 県様式2」により、文書にて報告する。

(3) 災害年報

- 毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを、4月15日までに行う。
- 報告様式は「資料編 県様式2」により、文書にて報告する。

7 福井県・市町村災害時相互応援協定による報告

隣接市町が被災した場合、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努め、収集した情報を県に対して速やかに報告する。

第3 消防庁への報告

町は、地震が発生し、町域内で震度5強以上を記録したときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。また、国（総務省消防庁）からさらに要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き報告を行う。

第5節 災害広報計画

災害に関する情報及び被害状況並びに町の災害対策の実施状況を速やかに広報し、災害時の社会秩序の維持及び民心の安定を図る。

第1 町民への広報

1 広報時期と内容

企画広報班は各対策班と相互に緊密な連絡をとり、次の情報の適切な提供に努める。

(1) 地震発生直後の広報

- 地震・津波災害の予測
- パニック防止の呼びかけ
- 避難の指示
- 出火防止の呼びかけ
- 人命救助の協力呼びかけ
- 町内被害状況の概要（建物破壊、火災発生時等）
- 町の応急対策実施状況
- その他必要な事項

(2) 災害の状況が静穏化した段階の広報

- 地震・津波災害の現況
- 被害情報及び応急対策実施情報
- 安否情報
- 生活関連情報
 - ・ 電気・ガス・上下水道
 - ・ 食料、生活必需品の供給状況
- 通信施設の復旧状況
- 道路交通状況
- 交通機関の運行状況
- 医療機関の活動状況
- その他必要な事項

2 広報の方法・手段等

企画広報班は各対策班と協力し、町民に対して適切な手段により、迅速な情報の提供に努める。

(1) 町防災行政無線による広報

災害発生直後より、町防災行政無線により広報する。

(2) CATVによる防災放送

災害対策本部が設置された場合はCATVによる緊急告知放送を実施するとともに、必要な情報を放送する。

(3) インターネットによる広報

災害発生直後より、インターネットにより広報する。

(4) 印刷物等による広報

- ① チラシ、パンフレット、広報誌を各家庭又は現地に配布し、応急対策、活動概要、注意事項等を周知徹底する。
- ② 現地にポスター等を掲示する。

(5) 避難所での情報提供

避難所を広報活動の拠点とし、避難者の情報ニーズの把握に努め、校内放送、ハンドマイク、学校掲示板及びチラシを活用し、必要な情報を提供する。

- (6) その他広報
状況に応じて、広報車、職員派遣、災害時臨時FM局の開設等による広報を行う。

3 要配慮者への広報

- (1) 障がい者等への情報提供
広報に当たっては、ラジオ放送の充実、インターネット及び手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障がい者等に配慮した広報に努める。また、視覚・聴覚障がい者に対しては、町社会福祉協議会等と協力し、点字やファクシミリ等の多様な手段を活用して行う。
- (2) 外国人への情報提供
外国語放送の必要が生じたとき、情報の多言語化を図り、対応に努める。

第2 報道機関への情報提供等

1 報道機関への情報提供

企画広報班は、記者発表室を設置し、報道主管が、収集した災害に関する情報や対策等を定期的に各報道機関に発表する。ただし、重要な情報は必要に応じて発表する。

2 放送要請

本部長（町長）は、放送事業者（日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)）に災害対策基本法第57条に基づく放送要請をする場合、原則として県知事を経由して行うことができる。

第3 相談窓口の開設

企画広報班は、被災者の要望事項等を把握するとともに、町民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた相談窓口を開設する。

第4 安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県及び関係市町、関係周辺府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5 災害資料の記録及び保存

企画広報班は、各対策班と緊密な連絡をとり、各対策班が収集した災害関連情報を取りまとめるとともに、必要に応じ、職員を現地に派遣して、情報収集及び写真取材を行う。また、必要な資料を記録・保存し、要請に応じて提供する。

第6節 応援の要請・受入計画

災害時においては、各関係機関が各々の所掌事務に従って応急対策を実施するが、必要に応じ他の関係機関の協力を求めるとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

第1 広域応援要請

1 応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる条件を災害対策本部会議で判断し、本部長（町長）が決定する。

- 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することで被害が最小限に止めることができると判断される場合
- 町域内に大規模な災害が発生し、応援を要請しなければ被災者の救助等に著しく支障をきたす場合

2 災害対策基本法に基づく応援等

(1) 県内市町に対する応援要請

本部長（町長）は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内の市町に対し、応援を要請する。応援を求められた県内の市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行う。

(2) 知事への要請

本部長（町長）は、町の応急対策を実施するため必要があるときは、知事に対し必要な事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めるとき、民間団体等に協力を要請する。

(5) 災害時相互応援協定による要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めるとき、「西尾市・恵那市・越前町災害時相互応援協定」及び「災害応急対策活動の相互応援に関する協定（越前町、瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市）」に基づき、関係市町に応援を要請する。

なお、協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

3 消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生し、必要と認められる場合、相互応援協定の締結機関に応援を要請する。

(3) 他都道府県消防機関に対する応援要請

本部長（町長）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき、必要な事項を明らかにして、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

町長は、災害の発生に際し、町民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合等知事に要請するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して連やかに所定の手続きをとる。

5 県への応援要請等の手続き

本部長（町長）は、県に対し応援を求める場合、又は指定行政機関等の応援のあつせんを県に求める場合には、知事（防災安全部危機管理課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが、事後において速やかに文書を提出する。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

① 災害救助法の適用

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

② 被災者の他地区への移送要請

- 移送を必要とする被災者の数
- 希望する移送先
- 被災者を収容する期間

③ 県への応援要請又は応急措置の実施の要請（災害対策基本法第68条）

- 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援のあつせんを県に求める場合

① 他の市町、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあつせんを求める場合

- 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
- 応援を希望する機関名
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

② 指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あつせんを求める場合(災害対策基本法第30条)

- 派遣のあつせんを求める理由
- 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の条件
- その他必要な事項

③ 自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合

本章第7節「自衛隊の災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(3) 県への応援要請連絡先

- 防災安全部危機管理課
福井県福井市大手3-17-1
Tel. 0776-20-0308 Fax. 0776-22-7617
- 健康福祉部地域福祉課
福井県福井市大手3-17-1
Tel. 0776-20-0326 Fax. 0776-20-0637

6 受入体制

町、県及び関係機関における応援隊の受入れは、次のとおり行う。

- 警察、消防の応援隊は、それぞれの機関で受け入れる。
- 自治体の受入れは、総合対策班及び県が行う。

7 総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整の下で活動するもので、それぞれの受入機関は県災害対策本部と密接な連携を図る。

第2 防災ヘリコプターの応援

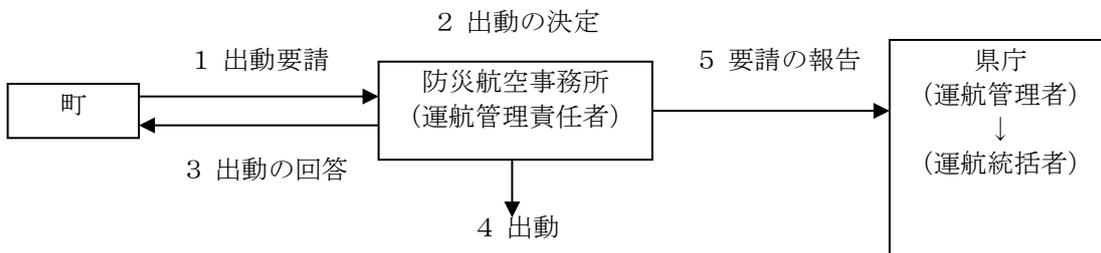
災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- 被災状況等の調査及び情報収集活動
- 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療機材等の搬送
- 消防隊員、消防資機材等の搬送
- 被災者等の救出
- 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- 災害に関する情報、警報等の伝達広報活動
- その他災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

[緊急運航要請フロー]



2 応援要請の原則

防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、本部長（町長）は、町域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、知事に対し、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

- 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等、緊急性がある場合や、孤立集落における被災状況の把握や被災者の救出等、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3 防災ヘリコプターの応援要請手続き

(1) 要請先に示す事項

防災ヘリコプターの応援要請は、県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 応援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(2) 緊急時応援要請連絡先

○ 福井空港内福井県防災航空事務所 福井県坂井市春江町江留中 50-1-2 Tel. 0776-51-6945 Fax. 0776-51-6947

第3 防災活動拠点

総合対策班は、応急活動の円滑な実施に資するため、適切な役割分担の下に、大規模災害時の長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保するなど、救援隊等の受入体制の整備に努める。

1 救援隊等の宿舎

救援隊等の宿舎は、避難施設及び学校とする。

ただし、救援隊等の人員及び被災地の状況に応じて、避難所に割当てられることもあるが、この場合は原則として避難者の収容のない施設とする。

2 救援隊の食料等の供給

避難者に対する緊急物資の供給に準じて供給する。

3 救援隊等の資機材の確保

救援隊等派遣先及び各機関と緊密な連絡をとり、救援隊等の活動が十分できるように資機材を確保する。

第4 資料の相互交換

町、県、指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換する。

第5 経費の負担

国、他府県及び他市町又は県から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法の定めるところによる。

第7節 自衛隊の災害派遣要請計画

災害に際して、人命又は財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定め、迅速かつ円滑に自衛隊の災害派遣要請が行える体制を確立する。

第1 派遣要請基準

本部長（町長）は、町域に係る災害が発生又は発生しようとしている場合に、自衛隊の応援が必要と認めるとき、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

自衛隊の災害派遣の要請基準は次のとおりである。

- 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第2 派遣の内容

自衛隊の災害派遣の活動内容は、次のとおりである。

- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 遭難者等の捜索救助
- 水防活動の支援
- 道路又は水路の啓開
- 応急医療、救護及び防疫
- 人員及び物資の緊急輸送
- 消防活動の支援（空中消火含む）
- 危険物の保安及び除去
- 給食及び給水
- 入浴支援
- 救援物資の無償貸付又は譲与
- その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3 自衛隊の情報収集

県内において震度5弱以上の地震が観測された場合、各自衛隊は航空機等による被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じて県に伝達する。また、自衛隊が収集した情報について、町は県を通じて入手するよう努める。

第4 派遣要請の手続き

本部長（町長）は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したとき、災害派遣要請書を知事（危機対策・防災課）へ提出する。ただし、事態が急を要する場合の要請は電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

[口頭で要請する場合の連絡事項]

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

第5 本部長（町長）による自衛隊への通知

本部長（町長）は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合又は知事に要請する時間がない場合、直接自衛隊に被害状況の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

[派遣要請先]

- 陸上自衛隊の場合
 - ① 陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口 第3科）
石川県金沢市野田町1-8 Tel.076-241-2171（内線238）
 - ② 陸上自衛隊第372施設中隊長
福井県鯖江市吉江町4-1 Tel.0778-51-4675
 - ③ 陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（※）
兵庫県伊丹市緑が丘7-1-1 Tel.0727-82-0001（内線2259又は2351）
- 海上自衛隊の場合
 - ① 海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口 防衛部）
京都府舞鶴市余部下1190 Tel.0773-62-2250（内線2222）
（防災行政無線 7-451）
- 航空自衛隊の場合
 - ① 航空自衛隊中部航空方面隊司令部（連絡窓口 防衛部）
埼玉県狭山市稲荷山2-3 Tel.04-2953-6131（内線2233）
 - ② 航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口 防衛部）
石川県小松市向本折町戊267 Tel.0761-22-2101

（※）陸上自衛隊に災害派遣を要請したときは陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）に連絡する。

第6 自衛隊の自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待つ時間がないと認められるとき。
- 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣するとき。

第7 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の受入体制

本部長（町長）は、知事から自衛隊の災害派遣の連絡を受けた場合は、直ちに受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
町の連絡窓口は総合対策班が行い、連絡責任者は総合対策班長とする。
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設及びヘリポート等施設の準備
受入拠点は総合対策班が選定し、対応する。
- (4) 町民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

2 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

本部長（町長）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよ

う、最も効率的に分担するよう配慮する。

第8 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき又は派遣の必要がなくなったとき、民心の安定等に支障がないよう町長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う。

第9 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した町が負担し、その調整は県が行う。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- 派遣部隊の宿泊等に必要土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上、その運搬及び修理費

所 管	総務対策部，民生対策部，教育対策部，関係機関
-----	------------------------

第8節 応急避難計画

町民を災害の状況に応じ速やかに避難させ、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

第1 実施責任者及び基準

地震及び津波に関する情報が発表され、建物被害や土砂災害等による被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、町長は、町民等に対し、生命又は身体の安全を確保するため、避難指示を行う。

1 避難を必要とする場合

- (1) 余震等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがあるとき
- (2) 延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- (3) 津波の襲来が予想され、又は襲来した場合
- (4) 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、又は発生した場合

2 避難指示

避難指示等の実施責任者等は次のとおりであり、町においては、町長が不在又は本部長としての職務の遂行が困難な場合、副町長、教育長の順で本部長の権限を委譲する。

[避難指示等の実施責任者等]

事項 区分	実 施 責 任 者	措 置	実 施 の 基 準
避難のための 立退きの準備 その他の措置	町 長 [災害対策基本法第 56 条]	立退き準備の 勧告（避難行 動要支援者 に対し避難の 確保が図ら れるよう必 要な情報 を提供）	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。
避 難 の 指 示	町 長 [災害対策基本法第 60 条]	立退きの指示 及び立退き先 の 指 示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事およびその命を受けた職員 [水防法第 29 条]	立 退 きの 指 示	洪水・津波、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事又はその命を受けた職員 [地すべり等防止法第 25 条]	立 退 きの 指 示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法 61)	立退きおよび 立ち退き先 の 指 示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警 察 官 (警察官職務執行法 4)	警 告 避 難 の 措 置	危険な状態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。

	自衛官 [自衛隊法第94条]	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保措置	町長 (災害対策基本法60)	緊急安全確保措置(高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等)	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき
	知事およびその命を受けた 県職員水防管理者 (水防法29)	緊急安全確保措置(屋内での待避等)	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法61)	緊急安全確保措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法4)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合には危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

3 津波災害における避難の留意点

津波は20cmから30cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。そのため、津波の襲来が予想される場合、町では、避難のための立退きの準備その他の措置は発令せず、避難指示のみを発令する。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、沿岸部等で強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが重要である。

なお、町が津波に係る避難指示を発令する際の判断基準は次のとおりである。

- (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表があった場合
- (2) 震度4以上程度の地震を感じたが、情報伝達システムの異常により津波警報等を受けることができないとき又は揺れは弱くとも、1分程度以上の長い揺れを感じたとき

第2 避難の周知

町は、時機を失することなく避難指示を発令するものとし、避難指示を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して町民に伝達し、避難のための立退きの準備その他の措置を発令するなどにより、円滑な避難に努める。また、町は、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。じきをいっする

1 町民への周知

(1) 伝達方法

町は、町民への避難指示の伝達をCATV、町防災行政無線、広報車、サイレン等多様な情報伝達手段により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。この場合、報道機関に対して情報が迅速かつ確実に提供される情報伝達手段の整備・確保に努める。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(2) 伝達内容

伝達内容は次の事項とするが、町は、避難指示等の発令に当たって、町民が生命に係る危険を認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

- 避難指示の実施者
- 避難指示の理由
- 対象となる地域（地区名等）
- 避難先、避難経路等
- その他注意事項

2 県への報告

避難のための立退きを指示した場合、町は、次の事項について知事（危機対策・防災課）に報告する。また、避難の必要がなくなった場合は直ちにこれを公示し、知事（危機対策・防災課）に報告する。

- 避難指示の理由
- 避難指示を行った地域
- 世帯数及び人員
- 立退き先

3 避難指示等の助言

町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第3 避難の方法

1 避難の準備

町は、避難の準備について、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難に関しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は、盗難等の予防に十分備えること。
- (3) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (4) 避難者は3食程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、懐中電灯、救急用品（薬品等）、ラジオ等を携帯すること。
- (5) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名等を記入したもの）を準備すること。
- (6) 服装は軽装とするが、素足は避け、必ず帽子、ヘルメット、頭巾等を着用し、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携帯すること。
- (7) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さないこと。
- (8) 上記（1）～（7）のうち平素から用意しておける物品等は、「非常持出」の表示をした袋類に入れて迅速に持ち出せるようにすること。

2 避難誘導

- (1) 避難、立退きを安全かつ迅速に行うため、誘導責任者を当該地域の区長（不在の場合はその定めたもの）とする。また、誘導員は現地に派遣された職員、警察官、消防職員、消防団員等をもって充て、関係機関等の協力を得て組織的な避難誘導に努める。
- (2) 避難に当たっては、避難行動要支援者を優先し、適切な避難誘導を行う。

3 避難路

町は、避難路を事前に検討し、その安全を確認する。また、誘導する場合は危険箇所の表示や縄ばり、誘導員を要所に配置するなど、避難時の事故防止に努める。

4 防災上特に重要な施設の避難

学校、病院、社会福祉施設等の施設においては、事前に定めた避難計画に沿って避難する。また、避難誘導に当たって施設職員等のみで対応が困難な場合、施設管理者は、町に避難誘導の応援を要請し、町は自主防災組織等に協力を依頼する。

- (1) 情報の収集
学校、病院、社会福祉施設等の職員は、速やかに被害状況等の情報収集に努める。
- (2) 避難誘導活動
 - ① 避難誘導活動は、自力避難が困難な者を優先して行う。
 - ② 避難は、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置して行う。
- (3) 避難行動要支援者の避難所（福祉避難所）の確保
避難行動要支援者の避難所の確保に当たっては、次の点に留意し保護の場所（二次避難所の設置も含む。）を確保する。

○ 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
○ 医療機関との連絡体制の確保
○ 関係機関との連絡体制の確保
○ 家庭との連絡体制の確保

第4 避難所の開設と被災者の受入れ

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その災害の様態に応じ原則としてあらかじめ定めた避難所の施設管理者に避難所の開設を指示し、避難所を開設する。

避難所の開設及び管理運営は、本編第2章第2節「避難所の開設・運営計画」の定めるところによる。

第5 広域避難

- (1) 応援協定に基づく広域避難
地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議は、その定めるところにより行う。
- (2) 災害対策基本法に基づく広域避難
事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第6 警戒区域の設定

1 実施責任者及び基準

警戒区域の設定実施責任者等は、次のとおりである。

[警戒区域の実施責任者及び基準]

実施責任者	措置	実施の基準
町長 [災害対策基本法第63条]	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知事 [災害対策基本法第73条]	同上	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警察官 [災害対策基本法第63条]	同上	同上

自衛官 [災害対策基本法第63条]	同 上	同 上
消防長又は 消防署長 [消防法第23条の2]	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生した場合、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。
警察署長 [消防法第23条の2]	同 上	前記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消防吏員又は 消防団員 [消防法第28条, 第36条]	消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。
警察官 [消防法第28条, 第36条]	同 上	前記の実施の基準の場合において消防吏員又は消防団員が火災その他の災害現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。

注) 警察官は、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

町長は、警戒区域の設定について鯖江警察署等と連絡調整を行う。また、警戒区域を設定したときは、警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去又は立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合、自主防災組織等の協力を得て、町民の退去を確認するとともに、防犯・防火の警戒を行う。

第9節 消火・救助活動

町、鯖江・丹生消防組合及び鯖江警察署は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速に行うとともに、被災者の救出に全力を挙げて取り組む。また、自主防災組織、地域住民との連携を図りながら消火・救助活動を行う。

第1 消火活動

1 出火防止及び初期消火

出火防止及び初期消火活動は町民や自主防災組織により行われるが、町及び鯖江・丹生消防組合は、地震発生直後に、あらゆる手段・方法により、出火防止及び初期消火を呼びかける。また、この場合は次の事項を中心に広報活動を行う。

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断し、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。さらに、避難に際しては電気ブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で初期消火活動を行う。

2 地震時の消防活動

(1) 自主防災組織

各自主防災組織は町民と協力し、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努め、消防機関が到着した場合は現地火災情報等の伝達を行う。

(2) 鯖江・丹生消防組合

鯖江・丹生消防組合は、警防計画に基づく地震発生直後の初動体制をとり、消防活動を実施する。

(3) 消防団

- ① あらかじめ定められた大地震発生直後の消防団員の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。
- ② 消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集活動を行う。
- ③ 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、次の活動指針に基づき、消防活動を実施する。
 - ア 避難場所、避難路確保優先の原則
延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の活動を行う。
 - イ 重要地域優先の原則
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、防火地域及び準防火地域を優先に消火活動を行う。
 - ウ 市街地火災消防活動優先の原則
大規模な工場や大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。
 - エ 防災上重要な建築物優先の原則
防災上重要な建築物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、防災上重要な建築物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(4) 道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

第2 救助・救出活動

地震は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救助者が生じることが予想されるため、町は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署等の関係機関と相互の緊密な連携で救護活動体制を確立し、迅速かつ的確な救出活動を実施する。

1 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員及び町民と協力し、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。

2 鯖江・丹生消防組合

鯖江・丹生消防組合は、警防計画に基づく救助隊を編成し、迅速に救助に当たる。

3 町

(1) 町は、消防職員・団員を主体に、職員を含む救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、鯖江警察署と協力して迅速な救助に当たる。

(2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察官に連絡するとともに、合同して救助に当たる。

(3) 災害が甚大で、町自体の能力では救出作業が困難であり、かつ救助作業に必要な資機材の調達を必要とするとき、「福井県・市町村災害時相互応援協定」又は「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、県、他の市町、他の市町の消防機関に応援を要請する。それでもなお応援を要するときは、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

なお、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う場合、鯖江・丹生消防組合の管理者が行う。

4 空からの救出活動

ヘリコプターを活用した救出を行うため、町はあらかじめヘリコプターの緊急離着陸場の指定を行うとともに迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、関係機関に要請し、機動的な航空機の活用を図る。

5 孤立集落対策

地震又は津波による土砂災害等により、交通及び通信が途絶し、人命に危険を生じた孤立集落との連絡及び救援等は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署等とあらかじめ協議し、迅速、的確な措置をとり得る体制を整える。

第3 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、災害の規模等の状況を勘案して、鯖江警察署や自衛隊等の関係機関が自主防災組織及び町民の協力を得て実施する。また、救助衛生班は関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

第4 応援要請

本部長（町長）又は鯖江・丹生消防組合の管理者は、大規模な火災が発生した場合、必要に応じて他の市町、他の都道府県消防機関、関係機関に応援を要請する。

1 県内市町間の広域応援体制

鯖江・丹生消防組合の管理者は、単独では対処不可能な大規模火災が発生した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援を要請する。

2 他都道府県に対する応援要請

(1) 本部長（町長）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいとき、消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対して次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動を要請する。

- 災害発生日時
- 災害発生場所
- 災害の種別及び状況
- 人的及び物的被害の状況
- 応援活動を開始する日時
- 必要応援部隊
- 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- 指揮体制及び無線統制体制
- その他必要な事項

(2) 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、鯖江・丹生消防組合は、連絡係等を設け、応援消防機関の誘導方法、応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認に留意し、受入体制を整える。

3 関係機関に対する応援要請

(1) 鯖江・丹生消防組合の管理者は、船舶火災及び沿岸集落の消防活動を敏速に行うため、必要があるときは敦賀海上保安部と相互応援を行う。

(2) 本部長（町長）は、延焼火災、林野火災等の大規模火災が発生し、ヘリコプターによる消火が極めて有効であると判断されるとき、知事に対して、県、自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

第10節 応急医療・助産対策計画

災害のため、医療機関が混乱し、町民が医療の途を失った場合、町は、関係機関の協力により、応急的に医療又は助産を実施し、傷病者等の救護を図る。

第1 救護活動

1 救護班の編成

医療保健班は、災害に伴う傷病者等が集団的に発生したとき、織田病院で救護班を編成する。このとき、原則として救護班は医師1名、看護師2名で1班を編成する。

2 救護班の派遣要請

町で編成する救護班のみで対応が困難な場合、丹生郡医師会に対して救護班の派遣を要請し、さらに不足する場合は、知事に対し、県医師会、日本赤十字社福井県支部等の救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて知事に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

3 医療救護所の設置

医療保健班は、災害の状況に応じて、織田病院内に医療救護所を設置する。また、災害の規模が大きく、他の救護班の派遣を要請し、かつ医療救護所が不足する場合、学校の保健室等に医療救護所を増設する。医療救護所では、患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

4 応急救護所の設置

医療保健班は、被災現場の状況により、現地に救護所が必要と認められるとき、現場周辺の安全な場所を選定して応急救護所を設ける。

5 応急医療の内容

(1) 医療及び助産の対象者とその範囲及び機関は、災害救助法の適用範囲とする。

(2) 応急医療は、救護班が救護所において次のように実施する。

- 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 重症者に対する応急処置
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 助産救護
- 死亡の確認

6 後方医療

(1) 後方医療実施機関

医療保健班は、医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所又は災害発生現場から搬送されてくる重傷者の収容医療機関を確保する。

なお、本町における、災害拠点病院は、公立丹南病院（鯖江市）となっている。

(2) 救護所・後方医療施設への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

- ① 被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。
- ② 救護所から後方医療機関への一次搬送は、鯖江・丹生消防組合が関係機関の協力を得て行う。
- ③ 患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として鯖江・丹生消防組合がこれを行う。
ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、総合対策班を通じて、県又は自衛隊に二次搬送を要請する。

第2 医薬品・資機材の確保

1 医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、医療保健班は要請先へ医薬品等を供給する。また、輸血用血液の供給要請を受けた場合は、必要に応じて町民への献血を呼びかける。ただし、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合は県又は関係業者に供給を要請する。

2 その他資機材の確保

医療保健班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- (1) 飲料水及び洗浄のための給水は水道班に要請する。
- (2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として医療保健班で調達したもので対応する。
- (3) 医療保健班で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。
- (4) 電気、電話等の通信手段は、総合対策班を通じ、北陸電力(株)、西日本電信電話(株)に要請する。

第3 精神ケア体制の確立

医療保健班は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難者の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して医療関係者による巡回相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

第11節 二次災害の防止計画

第1 道路・橋梁施設

1 被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班は、災害の発生直後、道路・橋梁の被害状況、障害物等について直ちに点検し、状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

建設班は、所管する道路の被害状況、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。また、町道以外の道路が破損等によって通行に支障をきたしている場合、当該道路の管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

2 交通規制

建設班及び総合対策班は、所管する道路の陥没及び亀裂等の危険箇所が発生した場合は、直ちに鯖江警察署に連絡するとともに、鯖江警察署及び鯖江・丹生消防組合の協力の下、通行の禁止又は制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、町民の安全確保のための必要な措置を講じる。また、迂回路の指定等の措置を講じて道路交通の確保に努める。

3 応急復旧

(1) 応急復旧の実施

建設班は、被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧の措置を講じる。また、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路の管理者による応急復旧を待ついとまのない場合、必要最小限の範囲で応急措置を講じ、当該道路の管理者にその旨を報告する。

なお、町単独で道路の応急復旧が困難な場合、近畿地方整備局福井河川国道事務所及び丹南土木事務所に対して応援を要請する。

(2) 障害物の除去

建設班は、駐車車両、道路上への倒壊物、落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

(3) 占用物件等他管理者への通報

建設班は、上下水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急のため通報のいとまがない場合、町民の安全確保のため、通行禁止等の必要な措置を講じ、事後通報を行う。

第2 河川、ため池、海岸保全施設、漁港施設等

1 被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班又は産業対策班は、護岸の被害状況、水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物等の障害物の状況、ため池の被害状況を把握し、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

建設班又は産業対策班は、所管施設以外の被害や公共土木施設に障害物等を発見した場合、当該管理者等に通報し、応急措置の実施を要請する。

2 応急復旧

建設班又は産業対策班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施し、所管施設以外の応急措置にも協力する。また、町単独で河川等の応急復旧が困難な場合、近畿地方整備局福井河川国道事務所、丹南土木事務所、丹南農林総合事務所及び越前漁港事務所に対して応援を要請する。

第3 土砂災害危険箇所等

1 現地状況の把握

建設班又は産業対策班は、土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の被害状況を調査・点検し、現地状況を把握する。また広域的な大規模災害が発生した場合は、県と連携の下、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる斜面判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

2 応急対策

建設班又は産業対策班は、二次災害の発生のおそれがある場合、直ちに丹南土木事務所及び丹南農林総合事務所へ通報するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

第4 応急危険度判定

1 公共建築物

町は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物

町は、被害状況を県に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。また、実施に当たっては、県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

なお、町は応急危険度判定士の協力を得て判定ステッカー等を貼付し、建築物の所有者等に応急危険度の周知を図り、二次災害の防止に努める。

第5 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を町及び使用者に対して行う。

第6 危険物施設等の応急措置

爆発、漏えい等の二次災害を防止するため、鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者に対し、施設の点検実施を指示するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 立入検査等

鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

2 応急対策

鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、速やかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

(1) 危険物施設

危険物施設の地震による被害を最小限に止めるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は、地震が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じる。

① 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

- ② 危険物施設の応急点検
危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
- ③ 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- ④ 災害発生時の応急措置
危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- ⑤ 関係機関への通報
災害を発見した場合は、速やかに鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署等関係機関に通報し、状況を報告する。
- ⑥ 従業員及び周辺地域町民に対する人命安全措置
災害発生事業所は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署と連絡を密にし、従業員及び周辺地域町民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

(2) 火薬類貯蔵施設

保安責任者は、火薬類貯蔵施設の地震による被害を最小限に止めるため、危害予防規程等により、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

- 施設の安全確認及び爆発・火災に対する適切な措置
- 危険な状態の場合、付近の町民に対し、警告する措置
- 火薬類の数量等の確認
- その他災害の発生防止又は、軽減を図るための措置

(3) 高圧ガス施設

高圧ガス施設の製造者等は、地震による被害を最小限に止めるため、危害予防規程により、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

- 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
- 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避又は安全措置
- 落下防止、転倒防止等の安全措置
- その他災害の発生防止又は、軽減を図るための措置
- 従業者及び付近の町民に対し退避するよう警告する措置

第12節 緊急輸送対策計画

地震発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第1 緊急輸送の順位

町及び関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として災害対策本部において調整する。

- 第1順位：町民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位：災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位：災害応急対策のために必要な輸送
- 第4順位：その他の人員、物資の輸送

第2 緊急輸送の範囲

- 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資
- 救助活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員及び物資
- 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- 後方医療機関又は被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
- 食料、水等生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
- 災者を収容するために必要な資機材
- 二次災害防止用及び応急復旧の資機材
- その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 緊急輸送体制の確立

町及び関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たって、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時の輸送に関する計画を策定しておく。

1 輸送力の確保

町が実施する緊急輸送は、原則として町有車両等を使用する。災害時における町有車両の確保、配車及び管理は総合対策班が行い、各対策班は、災害輸送のため、車両等の借上を要するときは、総合対策班に車両等確保の要請をする。

車両等確保の要請を受けた総合対策班は、輸送の緊急度、輸送条件、町有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。また、必要とする車両や船舶等が不足又は輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

(1) 民間業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の所有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。また、必要に応じて福井県トラック協会に協力要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動に当たり、町域で車両等の調達が不可能な場合は、輸送条件を示して県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

2 輸送方法

各対策班は、災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

(1) 自動車による輸送

災害の種別及び程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行う。

(2) 船艇による輸送

災害によって陸上輸送が不可能なとき、又は海上輸送がより効果的なときは、船艇による輸送を行う。なお、町内に借上すべき船艇がないときは、県及び隣接市町に応援を要請する。

(3) 航空機による輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

(4) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なとき、又は人力による輸送が適切なときは、人員等を確保して人力輸送を行う。

3 道路情報の収集・伝達

総合対策班は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

4 輸送経路の確保

総合対策班は、建設班と連携し、選定された緊急輸送ルート of 確保に努め、計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

5 燃料の確保

総合対策班は、自動車用等の燃料の確保ができない場合、福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

6 物資集積拠点

総合対策班は、物資の集積拠点を次の施設の中から状況に応じて選定する。

- 越前町役場
- 宮崎コミュニティセンター
- 越前コミュニティセンター
- 織田コミュニティセンター

7 緊急通行車両の確認

総合対策班は、災害応急対策に必要な車両について、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、事前に緊急通行車両として、事前届出済証の交付を受けておく。また、確認標章及び証明書の交付は、県警察が、鯖江警察署、交通検問所等において当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行い、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。

8 災害時用臨時ヘリポートの確保

総合対策班は、災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点の被災状況、避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、

Ⓜ の標示及び警戒人員を準備する。

所 管	総務対策部, 建設対策部, 産業対策部, 鯖江警察署
-----	----------------------------

第13節 交通の安全確保計画

道路及び漁港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、所管施設の機能を確保するため、速やかな交通機能の維持・回復に努めるものとする。

第1 道路施設

1 道路交通の確保

本章第11節第1「道路・橋梁施設」の定めるところにより、道路交通の確保を図る。

2 交通規制に関する措置等

総合対策班は、鯖江警察署の協力の下、道路交通の機能を確保するため、必要に応じて交通規制を実施する。

(1) 県警察による規制の実施及び緊急交通路の指定

鯖江警察署は県警察本部と連携し、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制、県指定交通規制を実施する。当該計画の中で、緊急交通路指定路線に選定している北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫道の各道路を必要に応じて指定し、警察庁の調整の下に、隣接、近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。また、県指定交通規制は、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を必要に応じて指定する。

県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者の措置

本部長（町長）は、管理する道路施設の破損等によって交通の危険が生じたとき、緊急の場合を除き、県公安委員会の意見を聴いて、区間を定めて通行を禁止又は制限する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため同様の措置を講じる。

[緊急通行車両等の円滑な通行を確保するための措置の実施者等]

実 施 者	事 由	根 拠 法 令
道路管理者	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法 第46条
公安委員会 警察署長 警察官	災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するために緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 道路の破損、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めた場合	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条 第5条 第6条

3 自動車運転者のとるべき措置

地震発生時において、自動車運転者は次の措置をとるものとする。

(1) 走行中

- ① できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させる。
- ② 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

(2) 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しない。

4 緊急通行車両等

(1) 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両等の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として、同法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

緊急通行車両等の使用者は、災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。

(3) 緊急通行車両等の確認申請

緊急通行車両等の確認申請は、鯖江警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等事前届出済証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、鯖江警察署等において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行う。

(4) 標章等

緊急通行車両等と確認された車両については、県公安委員会より、確認標章及び証明書の交付を受け、確認標章については、車両前面の見やすい場所に掲示し、証明書については、当該車両に備え付けておく。

5 交通情報の収集と広報活動

(1) 情報収集

- ① 災害時における道路交通情報の収集については、総合対策班及び鯖江警察署が当たることとし、その情報の伝達については相互に連絡する。
- ② 公共交通機関（バス等）の運行状況の情報については、総合対策班と関係機関との相互で連絡し、その情報収集に努める。
- ③ 関係機関は、総合対策班、鯖江警察署等の行う情報収集について協力する。

(2) 広報活動

総合対策班及び企画広報班は、収集した情報に基づき交通規制状況や、迂回路、通行禁止制限・解除の見通し及び公共交通機関の運行状況について、本章第5節「災害広報計画」により広報を実施する。

第2 漁港施設

産業対策班は、漁港施設に被害が生じた場合、供用の一時停止等の措置を講じる。

1 負傷者

負傷者には応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて総合対策班と連携し、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び敦賀海上保安本部に通報し、出動の要請を行う。

2 施設利用者

施設利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

3 復旧等

被災した係留施設や外郭施設等は速やかに応急復旧を行い、使用状況、復旧状況及び今後の見通しについて、総合対策班及び企画広報班と連携の下、関係機関を通して広報する。

第14節 ライフライン対策計画

災害により、上下水道、電気施設及び電気通信施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該施設を災害から防御するとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧を行い、上下水道、電力の供給及び一般通信の確保を図る。

第1 上水道施設

1 応急復旧体制の確立

町は、災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。

2 被害状況の収集

水道班は、災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努める。

3 応急措置

水道班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び付近の町民に通報する。

4 応急給水

水道班は、次のとおり応急給水を行う。

- (1) 給水車、トラック等により、応急給水を行う。
- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。
- (3) 飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの代替施設設備の活用を図る。
- (4) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対して応援を要請する。

5 復旧工事

水道班は、災害の状況に応じ、次の要領で復旧工事を行う。

(1) 第1次復旧工事

導水管、送水管及び主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を目途とする。

(2) 第2次復旧工事

第1次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水を目途として復旧工事を施工する。

- ① 給水管の分岐は配水管及びその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に給水管の分岐工事を開始する。
- ② 給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。
 - ア 既設管を生かす。
 - イ 仮配管より既設管に通水して生かす。
 - ウ 仮配管より各戸に給水する。

(3) 恒久復旧工事

復旧に当たっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

- ① 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。
- ② 災害後の地域復旧計画と連携を保って施工する。
- ③ 石綿セメント管及び老朽管はできる限り取り替える。
- ④ 配管状態の図面整備に完全を期する。

6 広 報

企画広報班及び総合対策班は、被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達するとともに、町民に対して広報を行う。

第2 下水道施設

1 応急復旧体制の確立

町は、災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。

2 被害状況の収集

水道班は、災害発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査及び点検を実施する。

3 応急復旧計画の策定

水道班は、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

- 応急復旧の緊急度及び工法
- 復旧資材及び作業員の確保
- 設計及び監督技術者の確保
- 復旧財源の措置

4 応急措置及び復旧

水道班は、災害発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

(1) 管路施設

① 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、歩行者の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、汚水や雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。

② マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、雨水管からの溢水は雨水管渠、河川又は排水路等へ、汚水管からの溢水は他の下水道管渠へ緊急排水する。

③ 吐き口等における浸水防止

河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

(2) ポンプ場及び処理場施設

① ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷及び故障箇所は、直ちに復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

② 停電及び断水に対する措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

③ 自動制御装置の停止に伴う代替措置

自動制御装置が停止したときは、現場の手動操作によって運転を行う。

④ 危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講じる。

5 下水の排除制限及び仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合、水道班は、町民に対し下水排除の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

6 代替施設設備の活用

水道班は、避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図り、環境衛生面で支障のないよう対応する。

7 広報

企画広報班及び総合対策班は、生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達する。

第3 電力施設

1 実施責任者

北陸電力(株)は、災害が発生するおそれがある場合、所管施設、設備に有効な予防方策を講じて被害の防止を図る。また、災害により所管施設が被災した場合、二次災害の発生を防ぐとともに、速やかに応急復旧を行い、その機能を確保する。

2 実施内容

(1) 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設・設備の状況を速やかに把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は社会的に大きな影響を及ぼすことから、優先復旧を図る。

(2) 災害時における電気の保安

強風、着氷・着雪等による危険が認められる場合、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して危害防止に必要な措置を講じる。

3 応援協力

(1) 被害の発生による自社の電力供給力に不足が生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

(2) 自社による応急復旧の実施が困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。

4 広報活動

電力施設・設備の被災状況、復旧見通しなどの重要な情報は、町及び関係機関に連絡するとともに、ラジオや広報車等を用いて広報する。

第4 電気通信施設

1 実施責任者

西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)(地域総務部(北陸))、ソフトバンクテレコム(株)(地域総務部(北陸))は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

2 応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模や状況に応じて災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講じる。

(1) 電話回線網に対する交換措置、伝送措置の実施

(2) 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用した特設公衆電話の設置

(3) 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル171の提供

(4) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保

3 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合、次の情報連絡と広報活動を行う。

- (1) 電気通信設備の被災状況及び復旧状況等の重要な情報は、町その他関係機関に伝達する
- (2) 電気通信設備の被災状況に応じて案内サービスを行う
- (3) 報道機関や広報車等による電気通信設備の復旧状況の広報

第5 CATV施設

1 実施責任者

CATV施設の管理者は、所管施設が被災した場合、応急復旧を迅速かつ的確に行う。

2 応急対策

CATVは災害時における情報伝達網として重要な役割を担うことから、災害発生後直ちに放送施設及びケーブルの点検を行い、被災した施設等については迅速にその復旧作業に取り組む。

